

# 商品概要説明書

## 教育ローン（ジャックス）

（2020年4月1日現在）

商品名	教育ローン（ジャックス）
ご利用 いただける方	以下の条件をすべて満たす方とします。 ○借入申込時の年齢が満20歳以上65歳以下（完済時年齢70歳以下）の方。 ○安定継続した収入のある方。 ○融資金を業者へ振込できる方。（使途・金額によってはご本人貯金口座への振込も可） ○借換の場合は、借換対象教育ローンで直近6ヶ月間に返済延滞がない方。 ○過去に不渡り、延滞等の事故がなく、株式会社ジャックスの保証が受けられる方。 ○その他当JAが定める条件を満たしている方。
対象学校	幼稚園、小・中・高校、高専、専門学校、予備校、短大、大学、大学院とします。
資金使途	○次のご資金が対象です。 ①入学、在学中に必要な教育資金 入学金、授業料、家賃、その他生活費（仕送り含む）等 ②支払済み領収書 教育資金として申込受付前3ヵ月以内に現金で支払いしたもの ③教育ローンの借換資金 ④その他、金融機関が認めた教育資金
資金使途 確認の 徴求書類	○次の書類が必要です。 ①資金使途確認の為の徴求書類 (1)入学に必要な資金の場合 合格通知書、納付書、進学する学校からの入学案内等、進学することが確認できる書類 (2)在学中に必要な資金の場合 学生証、在学証明書等、在学していることが確認できる書類 ②支払済み資金の場合は、3ヵ月以内に発行された領収書 ③借換資金の場合 ・残存期間および全額繰上返済金額が確認できる書類 ・直近6ヶ月間の返済遅延が無いことを確認できる書類
借入金額	○10万円以上700万円以内（1万円単位）とし、所要金額の範囲内とします。 ○医科・歯科・薬科大学または学部の場合は、1,000万円以内とします。 ○借換資金の場合は、残存一括償還金額を上限とします。
借入期間	○6ヶ月以上16年10ヶ月以内（1ヶ月単位、元金据置期間を含みます。）とします。 ○元金据置期間の上限は次のとおりとします。 ①入学前の7ヶ月間以内 ②卒業予定年月までの在学期間以内 ③卒業後の3ヶ月間以内 留年、留学等により卒業年月が延びる場合も、元金据置期間の延長はできません。

	<p>○元金据置対象学校は、幼稚園、小・中・高校、高専、専門学校、予備校、短大、大学、大学院とします。</p> <p>○借換資金のみの場合は、残存償還期間を上限とします。</p>
借入方法	○ご本人の貯金口座に直接振込とします。
借入利率	<p>○次のいずれかよりご選択いただけます。</p> <p><b>【変動金利型】</b> お借入時の利率は、3月1日、6月1日、9月1日および12月1日の基準金利により、年4回見直しを行い、4月1日、7月1日、10月1日および1月1日から適用利率を変更いたします。 お借入後の利率は、4月1日および10月1日の基準金利により、年2回見直しを行い、6月・12月の約定返済日の翌日より適用利率を変更いたします。</p> <p><b>【固定金利型】</b> お借入時の利率を、完済時まで適用いたします。 お借入時の利率は、当JA所定の方法により見直しを行います。</p> <p>○利率は店頭に掲示します。詳細については、当JAの融資窓口へお問い合わせ下さい。</p>
借入方式	○証書借入とします。
返済方法	○毎月元利均等返済または毎月元利均等返済とボーナスの併用（但し、ボーナス返済元本は融資金額の50%以内）のいずれかとします。
担保	○不要です。
保証	<p>○株式会社ジャックス保証となります。</p> <p>○原則として連帯保証人は不要です。 但し、株式会社ジャックスの請求により連帯保証人を必要とすることがあります。</p>
保証料	○保証料1.0%とし、お借入利息に含まれています。
手数料	<p>○ご返済期間終了までの間において、全額または一部繰上返済をされる場合は、次の事務手数料が必要です。</p> <p>①全額繰上返済の場合…3,300円（消費税込） ②一部繰上返済の場合…3,300円（消費税込）</p> <p>○ご返済期間終了までの間において、ご返済条件を変更される場合は3,300円（消費税込）の条件変更手数料が必要です。</p>
苦情処理措置 および紛争解決措置の内容	<p>○苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当JA本所信用部（電話：0235-64-4926）にお申し出ください。当JAでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。 また、山形県農業協同組合中央会が設置・運営する山形県JAバンク相談所（電話：023-634-8234）でも、苦情等を受け付けております。</p> <p>○紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当JA総合企画部または山形県JAバンク相談所にお申し出ください。 東京弁護士会紛争解決センター（電話：03-3581-0031）※1 第一東京弁護士会仲裁センター（電話：03-3595-8588）※1</p>

	<p>第二東京弁護士会仲裁センター（電話：03-3581-2249）※1          仙台弁護士会紛争解決支援センター（JAバンク相談所を通じてのご利用となります。上記山形県JAバンク相談所にお申し出ください。）※2          山形県弁護士会示談あっせんセンター（JAバンク相談所を通じてのご利用となります。上記山形県JAバンク相談所にお申し出ください。）※2          ※1「利用者からの直接申し立てを可能としている」弁護士会を選定した場合          ※2「JAバンク相談所を通じての利用となる」弁護士会を選定した場合</p>
<p>その他</p>	<p>○お申込みに際しては、当JAおよび当JAが指定する保証機関において所定の審査をさせていただきます。審査の結果によっては、ご希望に沿いかねる場合もございますので、あらかじめご了承ください。</p> <p>○印紙税が別途必要となります。</p> <p>○現在のお借入利率やご返済額の試算については、当JAの融資窓口までお問い合わせください。</p>

JA庄内たがわ